

令和7年3月21日
山形県高畠町

不適切な事務処理の発生について

このたび、「特定障害者給付金の算定誤り」と「障がい支援区分認定の事務処理不履行」が判明しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事案概要

① 特定障害者特別給付（補足給付）金額の算定誤りについて

必要書類の確認不足と金額審査の誤りにより、当該給付制度の該当者2人に対し、合計361,124円を追加支給し、該当者4人から合計156,664円を返還いただく必要が生じました。

② 障がい支援区分認定手続における事務処理の不履行について

障がい支援区分認定の手続において、認定調査や認定審査会を経ず、また、必要な事務決裁を得ることなく認定区分証を5人に発行していたことを確認しました。
この結果、認定区分の手続がされていない期間に当該5人が利用する施設に対し11,043,491円を給付していたことが判明しました。

2. 事案が判明した経緯

担当職員が体調不良により急きょ長期療養となったため、事務を引き継いだ別の職員が未処理の書類があることに気づき、福祉課で調査を行ったところ、この度の算定誤りと事務処理の不履行が判明したものです。

令和6年6月 上旬	未処理の書類があることが判明し町長へ報告 町長から調査指示
// 8月 1日	町長へ経過と調査状況を報告
// 8月30日	町長へ調査結果を報告 町長から担当職員を含む関係職員への聞き取りを指示
// 9月 上旬	認定区分を行っていなかった該当者の認定手続を改めて実施し、支給を決定

※ 体調不良により長期療養となっている担当職員の体調面に配慮し、この時期の公表となったものです。

3. 事案の発生原因

経験年数の浅い職員が多く、業務に関する知識が不足していたこと、適正な業務配分や進捗管理ができていなかったこと、組織としてのチェック体制が機能していなかったことが原因と考えられます。

担当職員の復帰を待って詳細な聞き取りを行うなど、引き続き発生原因の究明に取り組んでまいります。

4. 再発防止策

チェックシートや進捗管理簿等を作成し、担当者だけでなく複数の職員で必要書類の確認や進捗状況の確認を徹底します。

職員に対し報告・連絡・相談及び書類の管理を徹底し、責任を持って業務を遂行するよう指導します。

適切なジョブローテーションによる人事異動サイクルの最適化に向けたルールを定め、職員の人材育成を図ります。

全職員に対しコンプライアンス研修を行い、ルールにのっとりた事務手続の徹底を図ります。

5. 今後の対応

該当者及び該当する事業所、関係機関への説明と謝罪を行い、追加支給及び返還等の手続を進めます。

また、国及び県に対する給付費返還手続について、県に相談しております。

なお、担当職員の復帰を待って、関係職員を含め厳正な処分を行います。

6. 町長コメント

この度は「特定障害者給付金の算定」と「障がい支援区分認定の事務処理」に関する不適切な事務処理事案により、町民の皆様や関係者に対し多大なるご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

先般の職員の逮捕に引き続き、このような事案が発生したことを重く受け止め、私及び副町長の給料削減について、議会への提案を検討しております。

今後このような事態を起こさぬよう、事務処理管理体制の強化など再発防止を図り、町民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。